

理 由

生鮮食料品等の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、卸売市場の再編の円滑化に必要な中央卸売市場の地方卸売市場への転換の手續等を定めるとともに、開設区域内での許可に係る卸売以外の販売の禁止等の卸売業者等の業務に関する規制を緩和するほか、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を中央卸売市場の業務規程の記載事項とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。